

定められた命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙

定められた命令等の名称	根拠規定
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号))	電波法(昭和25年法律第131号)第28条、第29条、第38条、第38条の2第3項及び第102条の13第1項
(2) 周波数割当計画(令和2年総務省告示第411号)の一部を変更する告示案	電波法(昭和25年法律第131号)第26条第1項
(3) 昭和61年郵政省告示第395号(陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件)の一部を改正する件(告示)	電波法(昭和25年法律第131号)第7条第1第2号及び第4号
(4) 平成23年総務省告示第453号(携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件)の一部を改正する件(告示)	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の6第1項第2号及び別表第3号17(1)
(5) 平成24年総務省告示第426号(電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件)の一部を改正する件(告示)	電波法(昭和25年法律第131号)第6条第8項
(6) 平成26年総務省告示第319号(電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件)の一部を改正する件(告示)	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第15条の2第2項第1号及び第3号
(7) 平成26年総務省告示第338号(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、2,330MHzを超え2,370MHz以下又は3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件)の一部を改正する件(告示)	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の6の9第2項第2号及び第5項第1号並びに別表第3号17(3)
(8) 令和4年総務省告示第334号(電波の特性その他の事項を勘案した周波数の範囲を定める件)の一部を改正する件(告示)	電波法(昭和25年法律第131号)第26条の2第1項第1号
(9) 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を改正する訓令	電波法(昭和25年法律第131号)第7条